

意見書案第 7 号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書の提出について

上記の意見書案を三田市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

提出者	三田市議会議員	橋	本	維	文
	同	佐	貫	尚	子
	同	福	田	佳	則
	同	長	尾	明	憲

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書（案）

唯一の戦争被爆国である我が国において、核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、国民共通の願いである。三田市においても、１９８９年（平成元年）３月に「非核平和都市宣言」を行い、核兵器の廃絶と軍縮を全世界に訴えるとともに、世界平和の実現に向けて不断の努力を続ける決意を表明している。

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、１９６７年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明して以来、国会決議において繰り返し確認され、歴代内閣に引き継がれてきた我が国の重要な基本方針である。また、我が国は、国連をはじめとする国際社会において「核兵器のない世界」の実現を訴え、核軍縮・核兵器廃絶に向けた取組を重ねてきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、政府において戦略三文書の改定に向けた検討が進められている。内閣総理大臣は、広島及び長崎の平和記念式典において、非核三原則を政策上の方針として堅持しているとの立場を示す一方、戦略三文書の具体的な内容については、予断することは差し控えるとしている。

こうした中、非核三原則を堅持することは、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意を内外に示すとともに、核軍縮・核兵器廃絶を国際社会に働きかけていく上で、我が国の国際的信頼を支える重要な基盤である。

よって、国会及び政府におかれては、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、平和国家として我が国が築いてきた国際的信頼を重んじ、核兵器のない世界の実現に向けた核軍縮・不拡散の取組を一層推進するためにも、非核三原則を今後とも堅持することを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

衆議院議長	宛
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
外務大臣	
防衛大臣	

兵庫県三田市議会